# 平成二十五年法律第十三号

関する法律 るようにするための施策の総合的な推進に 再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられ

**第一条** この法律は、再生医療を国民が迅速かつ の向上に寄与することを目的とする。 発から実用化までの施策の総合的な推進を図 務を明らかにするとともに、再生医療の研究開 念を定め、国、医師等、研究者及び事業者の責 開発及び提供並びに普及の促進に関し、基本理 もって国民が受ける医療の質及び保健衛生

第二条 再生医療を国民が迅速かつ安全に受けら 並びに普及の促進に関する施策は、次に掲げる 事項を基本として行わなければならない。 れるようにするために、その研究開発及び提供

機会が国民に提供されるように施策を進める びに普及の促進のため、施策の有機的な連携 べきこと。 生かした再生医療を世界に先駆けて利用する 再生医療の特性を踏まえ、生命倫理に配慮 治療等に際して、最先端の科学的知見等を つつ、迅速かつ安全な研究開発及び提供並

と実効性を伴う総合的な取組が進められるべ

発及び技術開発の動向等について、それらにに係る安全の確保、生命倫理、最新の研究開 供並びに普及の促進に関する施策の推進に当 民の理解を得ること。 者その他の関係者の意見を聴くとともに、国ついての有識者、医療関係者、研究者、技術 たっては、再生医療の特性に鑑み、再生医療 再生医療の迅速かつ安全な研究開発及び提

化することを通じ、国際的な医療の質及び保』 世界に先駆けて、我が国で再生医療を実用 健衛生の向上並びに研究開発の一層の促進に 寄与すること。

#### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、再生 普及の促進に関する施策を総合的に策定し、及医療の迅速かつ安全な研究開発及び提供並びに び実施する責務を有する。

深めるとともに、再生医療の推進に関する国民 の協力を得るため、 国は、再生医療について国民の理解と関心を ればならない 国民に対する啓発に努めな

3 庁が協力する体制を確立するものとする。 (医師等及び研究者の責務) 国は、前二項の責務を全うするため、関係省

第四条 医師その他の医療関係者 (第十四条第一 力するよう努めなければならない。 項において「医師等」という。)及び研究者は、 (再生医療に用いる細胞の培養等の加工を行う 発及び提供並びに普及の促進に関する施策に協 国が実施する再生医療の迅速かつ安全な研究開

第五条 再生医療に用いる細胞の培養等の加工を 関する施策に協力するよう努めなければならな 行う事業者は、国が実施する再生医療の迅速か 事業者の責務) つ安全な研究開発及び提供並びに普及の促進に

### (基本方針)

|第六条 国は、国民が再生医療を迅速かつ安全に 「基本方針」という。) を定めなければならな に関する基本的な方針(以下この条において かつ安全な研究開発及び提供並びに普及の促進 受けられるようにするために、再生医療の迅速

2 とする。 的な事項その他必要な事項について定めるもの 開発及び提供並びに普及を促進するための基本 基本方針は、再生医療の迅速かつ安全な研究

3 更しなければならない。 し、少なくとも三年ごとに、基本方針に検討を 加え、必要があると認めるときには、これを変 国は、再生医療に関する状況の変化を勘案

4 国は、基本方針を定め、又はこれを変更した する。 ときは、遅滞なく、基本方針を公表するものと

## (法制上の措置等)

第七条 国は、国民が再生医療を迅速かつ安全に な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措 び提供並びに普及の促進が図られるよう、必要 受けられるようにするために、その研究開発及 置を講ずるものとする。

(先進的な再生医療の研究開発の促進)

|第八条 国は、先進的な再生医療の研究開発を促 発に対する助成、研究開発の環境の整備等の必進するため、大学等で行われる先進的な研究開 要な支援を行うものとする。

2 国は、先進的な再生医療の研究開発を促進す るため、高度な技術を有する事業者の再生医療 の研究開発に関する事業への参入の促進その他 の必要な施策を講ずるものとする。

2

(臨床研究環境の整備等)

第十条 国は、国民が再生医療を迅速かつ安全に つ確実に行われるよう必要な施策を講ずるもの定による製造販売の承認に資する治験が迅速か 器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関す 受けられるようにするために、臨床研究が円滑 とする。 る法律(昭和三十五年法律第百四十五号)の規 ともに、再生医療製品の早期の医薬品、医療機 に行われる環境の整備に必要な施策を講ずると

第十一条 国は、再生医療製品の特性を踏まえ、 めの必要な措置を講ずるものとする。 る人材の確保、再生医療製品の審査の透明化、 性を確保するため、再生医療製品の審査に当た 規定による製造販売の承認を図り、かつ、安全 再生医療製品の早期の医薬品、医療機器等の品 再生医療製品の審査に関する体制の整備等のた 質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の (再生医療製品の審査に関する体制の整備等)

第十二条 国は、再生医療で得られた知見を活用 る事業を促進するものとする。 した医薬品の研究開発その他の再生医療に関す

(再生医療に関する事業の促進)

2 生医療に関する事業の促進に必要な措置を講ず に必要な装置等に関する基準の整備その他の再 るものとする。 国は、再生医療に用いる細胞の培養等の加工

な施策を講ずるものとする。 有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要

第十三条 国は、再生医療に関する専門的知識を

人材の確保等)

(安全面及び倫理面の配慮等)

第十四条 国は、再生医療の迅速かつ安全な研究 策定及び実施に当たっては、医師等、研究者及 開発及び提供並びに普及の促進に関する施策の び事業者による活動の確保に留意しつつ、再生

(再生医療を行う環境の整備)

医療の特性に鑑み、安全性を確保するとともに

第九条 国は、国民が再生医療を迅速かつ安全に を踏まえ、再生医療を適切に実施するために必 要となる安全性等の基準を整備するものとす 受けられるようにするために、再生医療の特性

療に用いる細胞の培養等を円滑かつ効率的に実られるようにするために、医療機関等が再生医 施できるようにするために必要な措置を講ずる ものとする。 国は、国民が再生医療を迅速かつ安全に受け

生命倫理に対する配慮をしなければならない。

図られるよう努めるものとする。 図るとともに、当該情報を用いて適切な対応が するため、再生医療の実施に係る情報の収集を この法律は、 国及び関係者は、再生医療の円滑な発展に資 附 則 (平成二五年一一月二七日法律第 八四号) 公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から